

市第9号議案

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年5月21日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

目次中「第206条」の次に「・第207条」を加える。

第206条を第207条とし、第17章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第206条 指定障害福祉サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第11条第1項（同条

第4項、第44条、第44条の5、第49条、第95条、第95条の6、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12及び第194条の20において準用する場合を含む。）、第15条（第44条、第44条の5、第49条、第78条、第95条、第95条の6、第110条、第110条の5、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第200条の5、第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。）、第54条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第104条第1項（第110条の5において準用する場合を含む。）、第198条の3第1項（第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によること

ができる。

(横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第65号)の一部を次のように改正する。

目次中「第62条」の次に「・第63条」を加える。

第62条を第63条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第62条 指定障害者支援施設等は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第12条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第16条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等は、交付、説明、同意、締結その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾

を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則中第39項を第44項とし、第27項から第38項までを5項ずつ繰り下げ、第26項を第29項とし、同項の次に次の2項を加える。

（運営規程）

30 経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、当該提供する就労継続支援A型に係る次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 経過指定障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び附則第15項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の実業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法

- (10) 非常災害の対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項
(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

31 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該経過的指定障害者支援施設の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附則第25項中「経過的指定障害者支援施設等」を「経過的指定障害者支援施設」に改め、同項を附則第28項とし、附則中第24項を第27項とし、第18項から第23項までを3項ずつ繰り下げる。

附則第17項中「附則第19項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第20項とし、附則中第16項を第19項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 賃金及び附則第15項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。附則中第14項を第16項とする。

附則第13項中「附則第15項」を「附則第17項」に改め、同項を

附則第15項とし、附則中第12項を第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

14 経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

附則第11項の次に次の1項を加える。

12 経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」の次に「・第92条」を加える。

第91条を第92条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第91条 障害福祉サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く

。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 障害福祉サービス事業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

（横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条の2の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第19条 地域活動支援センターは、記録、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体

物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 地域活動支援センターは、説明、同意その他これらに類する行為(以下この項において「説明等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条の2の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第17条 福祉ホームは、記録、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 福祉ホームは、説明、同意その他これらに類する行為(以下この項において「説明等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第69号)の一部を次のように改正する。

目次中「第46条」の次に「・第47条」を加える。

第6条各号列記以外の部分中「事業」を「施設」に改める。

第46条を第47条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第46条 障害者支援施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、

抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 障害者支援施設は、交付、説明、同意、締結その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則中第37項を第41項とし、第27項から第36項までを4項ずつ繰り下げ、第26項を第29項とし、同項の次に次の1項を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

- 30 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該経過的障害者支援施設の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表し

なければならない。

附則中第25項を第28項とし、第18項から第24項までを3項ずつ繰り下げる。

附則第17項中「附則第19項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第20項とし、附則中第16項を第19項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第18項とし、附則中第14項を第17項とする。

附則第13項中「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第15項」を「附則第18項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

附則中第11項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

附則中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

(運営規程)

8 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、当該提供する就労継続支援A型に係る次に掲げる施設の

運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 経過的障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び附則第16項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の実業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害の対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定（目次の改正規定及び第62条を第63条とし、第4章中同条の前に1条を加える改正規定を除く。）及び第6条の規定（目次の改正規定及び第46条を第47条とし、第3章中同条の前に1条を加える改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

目次

（第1章から第16章まで省略）

第17章 雑則（第206条・第207条）

（附則省略）

（電磁的記録等）

第206条 指定障害福祉サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第11条第1項（同条第4項、第44条、第44条の5、第49条、第95条、第95条の6、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12及び第194条の20において準用する場合を含む。）、第15条（第44条、第44条の5、第49条、第78条、第95条、第95条の6、第110条、第110条の5、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第200条の5、第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。）、第54条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第104条第1項（第110条の5において準

用する場合を含む。）、第198条の3第1項（第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第207条 （本文省略）
第206条

横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

目次

（第1章から第3章まで省略）

第4章 雑則（第62条・第63条）

（附則省略）

（電磁的記録等）

第62条 指定障害者支援施設等は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第12条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第16条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等は、交付、説明、同意、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第63条 （本文省略）
第62条

附 則

（第1項から第11項まで省略）

12 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場

合における就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金等)

13 (本文省略)
12

14 経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

15 経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場
13 合には、附則第9項の規定による者(次項及び附則第17項において「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

16 (本文省略)
14

17 附則第15項の規定により雇用契約を締結していない利用者それ
15 附則第13項
ぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

18 賃金及び附則第15項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(工賃の支払等)

19 (本文省略)
16

20 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たり
17

の工賃の平均額（附則第22項において「工賃の平均額」という。
附則第19項

）は、3,000円を下回ってはならない。

21
18 （本文省略）

22
19 （本文省略）

（実習の実施）

23
20 （本文省略）

24
21 （本文省略）

（求職活動の支援等の実施）

25
22 （本文省略）

26
23 （本文省略）

（職場への定着のための支援等の実施）

27
24 （本文省略）

28 経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継
25 経過指定障害者支援施設等

続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の
利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後
速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着
支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（利用者及び従業者以外の者の雇用）

29
26 （本文省略）

（運営規程）

30 経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場
合には、当該提供する就労継続支援A型に係る次に掲げる施設の
運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければ
ならない。

(1) 経過指定障害者支援施設の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び附則第15項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害の対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項
（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

31 経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該経過指定障害者支援施設の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(経過指定障害者支援施設に関する読替え)

$\frac{32}{27}$ (本文省略)

(多目的室の経過措置)

$\frac{33}{28}$ (本文省略)

(居室の定員の経過措置)

$\frac{34}{29}$ (本文省略)

(居室面積の経過措置)

$\frac{35}{30}$ (本文省略)

$\frac{36}{31}$ (本文省略)

$\frac{37}{32}$ (本文省略)

$\frac{38}{33}$ (本文省略)

(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)

$\frac{39}{34}$ (本文省略)

$\frac{40}{35}$ (本文省略)

(廊下幅の経過措置)

$\frac{41}{36}$ (本文省略)

$\frac{42}{37}$ (本文省略)

$\frac{43}{38}$ (本文省略)

$\frac{44}{39}$ (本文省略)

横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(抜粋)

($\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$)

目次

(第1章から第9章まで省略)

第10章 雑則（第91条・~~第92条~~）

（附則省略）

（電磁的記録等）

第91条 障害福祉サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第92条 （本文省略）
第91条

横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関

する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（電磁的記録等）

第19条 地域活動支援センターは、記録、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センターは、説明、同意その他これらに類する行為（以下この項において「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第20条 （本文省略）
第19条

横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（

抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(電磁的記録等)

第17条 福祉ホームは、記録、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホームは、説明、同意その他これらに類する行為（以下この項において「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)

第18条 (本文省略)
第17条

横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条

例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

目次

（第1章及び第2章省略）

第3章 雑則（第46条・第47条）

（附則省略）

（運営規程）

第6条 障害者支援施設は、次に掲げる施設事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

（第1号から第13号まで省略）

（電磁的記録等）

第46条 障害者支援施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設は、交付、説明、同意、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交

付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第47条 （本文省略）
第46条

附 則

（第1項から第7項まで省略）

（運営規程）

8 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、当該提供する就労継続支援A型に係る次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 経過的障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び附則第16項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法

(10) 非常災害の対策

(11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

(13) その他運営に関する重要事項

(雇用契約の締結等)

$\frac{9}{8}$ (本文省略)

$\frac{10}{9}$ (本文省略)

(就労)

$\frac{11}{10}$ (本文省略)

$\frac{12}{11}$ (本文省略)

13 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金等)

$\frac{14}{12}$ 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、附則第9項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

15 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

$\frac{16}{13}$ 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合に

は、附則第10項の規定による者（次項及び附則第18項において「附則第9項雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

17
14 （本文省略）

18 附則第16項の規定により雇用契約を締結していない利用者それ
15 附則第13項
ぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

（工賃の支払等）

19
16 （本文省略）

20 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たり
17
の工賃の平均額（附則第22項において「工賃の平均額」という。
附則第19項）は、3,000円を下回ってはならない。

21
18 （本文省略）

22
19 （本文省略）

（実習の実施）

23
20 （本文省略）

24
21 （本文省略）

（求職活動の支援等の実施）

25
22 （本文省略）

26
23 （本文省略）

（職場への定着のための支援等の実施）

27
24 （本文省略）

28
25 （本文省略）

（利用者及び職員以外の者の雇用）

29
26 (本文省略)

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

30 経過障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該経過障害者支援施設の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(経過障害者支援施設に関する読替え)

31
27 (本文省略)

(多目的室の経過措置)

32
28 (本文省略)

(居室の定員の経過措置)

33
29 (本文省略)

(居室面積の経過措置)

34
30 (本文省略)

35
31 (本文省略)

36
32 (本文省略)

37
33 (本文省略)

(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)

38
34 (本文省略)

(廊下幅の経過措置)

39
35 (本文省略)

40
36 (本文省略)

$\frac{41}{37}$ (本文省略)

